

福岡県公報

平成十八年七月二十四日
第二千五百六十一号
増刊 ①

目次

選挙管理委員会

○長が不在者投票管理者となるべき病院等の指定の一部改正

(地方課) ……………一

選挙管理委員会

福岡県選挙管理委員会告示第七十三号

長が不在者投票管理者となるべき病院等の指定(昭和四十五年八月四日福岡県選挙管理委員会告示第二十三号)の一部を次のように改正する。

平成十八年七月二十四日

福岡県選挙管理委員会委員長 田辺俊明

一 病院 久留米市の項中

医療法人禅思会南陵病院

〃 荒木町荒木一九四七

を

医療法人禅思会南陵病院

〃 荒木町下荒木二六一六

に

改める。

発行
福岡県(総務部行政経営企画課)
福岡市博多区東公園七番七号

印刷
福岡市博多区東比恵二丁目九番一
九州チユーエツ株会社

定価 一箇月二、三五〇円(税込・郵便料別)